

# フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会 在宅障害児生活補助器具交付事業実施要綱

## 1 目的

この事業は、在宅障害児が家庭において円滑な生活を維持するための生活補助器具を交付し、もって在宅障害児の療育生活の促進を図ることを目的とする。

## 2 実施機関

この事業は、特定非営利法人フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会（以下、「FCかながわ・県肢協」という。）が、市町村長の協力を得て実施する。

## 3 交付対象

この事業の対象は、神奈川県内（**指定都市を除く**）に在住する障害児で、生活補助器具の使用が適当であると認められる児童とする。ただし、生活補助器具の交付は原則として、次のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 身体障害者手帳（1級、2級、3級）を持っている児童
- (2) 療育手帳（A1、A2）を持っている児童
- (3) その他、市町村長の意見を参考に、FCかながわ・県肢協理事長が必要であると認める児童

## 4 交付器具

この事業で交付する生活補助器具は、別表に掲げる器具とする。

## 5 交付手続き（申請）

生活補助器具の交付を受けようとする児童の保護者は、「フュージョンコムかながわ在宅障害児生活補助器具交付申請書」（様式1）に市町村長の意見を添えて、FCかながわ・県肢協に提出する。

ただし、生活補助器具の交付を受けた場合、3年間は申請することが出来ない。

## 6 交付の決定

FCかながわ・県肢協理事長は、前項の申請に基づき交付の適否を決定するとともに、その結果については、市町村長（様式2）及び申請者（様式3）に通知する。

## 7 生活補助器具の引き渡し

交付する生活補助器具の引き渡しは、原則として申請者の居住地とする。

## 8 費用

予算の範囲内で交付する。

## 9 付記

この事業は昭和48年4月1日から実施する。

この要綱の一部を昭和55年4月1日改正する。

この要綱の一部を平成3年5月21日改正する。

この要綱の一部を平成5年3月16日改正する。

この要綱の一部を平成5年4月1日から適用する。

この要綱の一部を平成20年4月1日から適用する。

この要綱の一部を平成21年5月1日から適用する。